

令和6年10月15日

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社目黒林業に対して指名停止措置を行いました。詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：菊池 豊

課長補佐：横田 亮之

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社目黒林業	秋田県男鹿市船川港船川字化世沢 177 番地 8

2 指名停止措置期間：

令和 6 年 10 月 15 日～令和 7 年 1 月 14 日（3 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

株式会社目黒林業の元代表取締役は、秋田県が発注した道路の維持管理業務を巡り、同県職員が維持管理業務の受注者に対して、目黒林業を再委託先とするよう斡旋した見返りとして現金を渡したとして、令和 6 年 8 月 7 日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕され、同年 8 月 28 日に秋田地検に贈賄の罪で起訴された。

5 指名停止措置理由：

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領について」（平成 30 年 7 月 12 日付環境会第 1807124 号大臣官房会計課長通知）別表第 2 第 3 号に該当する。

○工事請負契約等に係る指名停止等措置要領

別表第 2 - 抜粋 -

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3. 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  3 ヶ月以上 9 ヶ月以内 2 ヶ月以上 6 ヶ月以内 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内